

令和 8 年度

埼玉県職員採用選考

(児 童 福 祉 司)

受 験 案 内

受 付 期 間 令和 8 年 10 月 1 日(木)～ 10 月 23 日(金) (当日消印有効)
任命権者選考 令和 8 年 11 月 8 日(日)
人事委員会選考 令和 8 年 12 月 3 日(木)又は令和 8 年 12 月 4 日(金)
(予備日：令和 8 年 12 月 5 日(土))

- 1 職 種 児童福祉司
- 2 採用予定人員 28 人 (欠員の状況等により変更になる場合があります。)
- 3 職 務 内 容 児童相談所に勤務し、児童福祉に関するケースワーク等の業務に従事します。
(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。)
- 4 採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日
ただし、既に児童福祉司の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。

5 受 験 資 格

- 昭和 40 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 13 条第 3 項に規定する児童福祉司の任用資格を有する人又は令和 9 年 3 月 31 日までに同任用資格を取得することが見込まれる人。(令和 9 年 3 月 31 日までに同任用資格を取得できないことが明らかになった場合には採用されませんので、事前に十分な御確認をお願いします。)
- 日本国籍を有する人。
- なお、次の(1)又は(2)に該当する人は受験できません。
 - (1) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人(以下はその内容です。)
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (2) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(ただし、心身衰弱を原因とする場合を除く)
- 令和 8 年 6 月 13 日(土)実施の、埼玉県職員採用選考(児童福祉司)を受験した人は受験できません。

(参考)

児童福祉司の任用資格を有する人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

(児童福祉法第13条第3項)

- 一 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- 二 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 三 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第八号及び第六項において同じ。）に従事したもの
- 四 医師
- 五 社会福祉士
- 六 精神保健福祉士
- 七 公認心理師
- 八 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 九 第二号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

注 上記の受験資格において、職務経験や講習会の修了等が要件となっている場合は、人事委員会選考合格後に当該事項を証明する書類を提出していただき、受験資格を満たしているか確認を行います。その結果、必要な職務経験等を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

6 申 込 手 続

- ① 申込手続 所定の履歴書（A3ヨコ）、確認書、児童福祉司任用資格となる免許（医師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等）の写し（A4版コピー※免許保持者のみ）、及び資格要件調査票を締め切り日までに郵送又は持参してください。

※ 必要事項を記入し、写真貼付の上提出してください。（押印等は不要です。）

※ 携帯電話等をお持ちの場合は、併せて記入してください。

※ 履歴書、資格要件調査票の様式は以下のURLからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8jidoufukushishi2.html>

- ② 受付締切 令和8年10月23日(金) (当日消印有効)

- ③ 送付先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 田中、岡野

電話 048-830-3389

7 採 用 選 考

(1) 任命権者による選考

① 日時・場所・合格発表

選 考	日 時	場 所	合 格 発 表
任命権者選考	令和 8 年 11 月 8 日(日) ※時間等詳細は、別途案内します。	埼玉県県民活動総合センター (所在地) 北足立郡伊奈町内宿台 6-26	埼玉県庁 HP にて発表します。 詳細は「8 合格発表」をご確認ください。

※集合時間、集合場所は申込者に別途案内します。(令和 8 年 10 月 23 日以降を予定しています。)

② 方法及び内容

選 考	方 法	内 容
任命権者選考	論文試験	職務に従事する上で必要な専門知識について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物及び専門的知識等について、個別面接による試験を行います。

注 1 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注 2 携行品：受験票、鉛筆(HB 5 本程度)、シャープペンシル、消しゴム、飲み物、腕時計(携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用不可)

(2) 人事委員会による選考(任命権者選考の合格者に対して行います。)

① 日時・場所・合格発表

選 考	日 時	場 所	合 格 発 表
人事委員会選考	令和 8 年 12 年 3 日(木) 又は 4 日(金) ※時間等詳細は、別途案内します。	さいたま市内 (埼玉県庁周辺を予定)	埼玉県庁 HP にて発表します。 詳細は「8 合格発表」をご確認ください。

※時間等詳細は、任命権者選考合格発表の際にお知らせします。

② 方法及び内容

選 考	方 法	内 容
人事委員会選考	論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。

注 1 この試験は大学卒業程度により行います。

注 2 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注 3 携行品：身分証明書、鉛筆(HB 5 本程度)、シャープペンシル、消しゴム、昼食・飲み物
腕時計(携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用)

8 合格発表

(1) 合格発表の方法

合格発表	合格発表掲載期間	合格者発表方法
任命権者選考 合格発表	11 月 25 日(水) 10 時から 12 月 4 日(金) まで	埼玉県庁ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 ※可否に関する文書での通知は行いません。 ※電話・メール等での照会には一切応じられません。 ※合格者発表の期日は変更になる可能性があります。
人事委員会選考 合格発表	12 月 25 日(金) 10 時から 1 月 31 日(日) まで	

(2) 掲載場所

任命権者選考 合格発表 HP	人事委員会選考 合格発表 HP
	

※ 合格発表は以下の URL から確認することができます

- ・任命権者選考 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8jidoufukushishi2ninnmei.html>
- ・人事委員会選考 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8jidoufukushishi2jinnji.html>

9 合格から採用まで

- ① 原則として、令和 9 年 4 月 1 日に採用されます。ただし、既に児童福祉司の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。
- ② 最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。補欠合格者は、人事委員会選考合格発表の際にお知らせします。
- ③ 児童福祉司任用資格取得見込みの人は、採用時まで資格が取得できない場合は採用されません。
- ④ 児童福祉司（以下「対象職種」という。）の内定者は、採用に当たり、令和 8 年 12 月 25 日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認（※）が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、対象職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、申込みの際に特定性犯罪の前科の有無を確認します。また、内定後には任命権者が、所定の方法による犯罪事実確認を行います。この一連の手続きで得た全ての個人情報については、人事委員会及び任命権者において適切に管理し、採用に関する事務の目的に限り使用します。

※採用手続きの過程で、こども性暴力防止法関連システムを通して、国に対してこども性暴力防止法第 33 条に定めのある書類等（戸籍抄本等）を提出していただきます。提出が行われない場合、又は犯罪事実確認の結果、特定性犯罪の前科を有すると認められた場合は、配属先が限られる、若しくは採用されない場合があります。

10 給 与

- ① 初任給は、約 282,500 円（地域手当等を含む。）です。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。

※令和 9 年 4 月 1 日時点で年齢が 60 歳以上の方の初任給は、経歴に応じて決定された給料月額に 100 分の 70 を乗じた額に地域手当等を合算した額となります。

- ② 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ③ 上記は、令和8年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

11 勤務時間、休暇等

- ① 勤務時間 勤務時間は、原則として8：30～17：15です（原則、土日祝日は休みです。）。
- ② 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- ③ 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- ④ 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

12 申込場所（埼玉県福祉部福祉政策課（本庁舎1階東側））



13 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 田中、岡野
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3389